

特別簡易型Ⅱ型 A

入 札 説 明 書 （別紙－１）

工事名：令和８年度 第BK81－2号 国道303号補助道路整備工事

＜重要＞

当工事は、入札参加者の自己申告による技術評価点と入札価格から算出する評価値により落札候補者となる者に対して技術提案書の内容を審査する「事後審査」となります。

開札後に技術提案書の審査を行うため、落札決定まで時間を要することをご了知ください。

また、審査において様式や添付書類について不備等があり、自己申告された技術評価点が過大と判断された場合、入札は「無効」となりますので、そのことを十分にご理解の上、入札参加いただきますようお願いいたします。

◎留意事項

- 当工事の入札は、総合評価方式です。当工事に入札参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該入札説明書（別紙－１）ならびに各種様式の記載事項を熟読の上、技術提案書を作成し、対象となる全ての様式を提出してください。
- 当総合評価方式においては、施工体制確認型を導入しており、施工体制確認型実施要領を用いることとしています。施工体制確認型実施要領については、滋賀県HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>)を参照してください。なお、技術提案書提出の時点で施工体制確認型の追加書類提出の必要はありません。

◎（評価基準）特別簡易型Ⅱ型A

評価項目、配点、提出様式は下表のとおりとする。

※ 企業の地域性・社会性における加算点には最大加算点を採用している。

特 別 簡 易 型 Ⅱ 型 A				
評価の視点	評 価 項 目	配 点	加算点	提出様式
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3. 0	3. 0	5－2
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1. 0	2. 5	6－1
	配置予定技術者等の資格	0. 5		6－4
	技能者の資格	1. 0		6－5
企業の 地域性・社会性	建災防への加入および活動実績	0. 5	※ 最大加算点 6. 5	7－3
	主たる営業所の有無	1. 5		7－5
	除雪作業等	1. 0		7－6
	県内企業の下請活用	2. 0		7－7
	県産材の使用	0. 5		7－9
	若手・女性技術者の配置	1. 0		7－10
	建設キャリアアップ®システムの利用	0. 5		7－12
計			12. 0点	

◎特別簡易型Ⅱ型Aは入札参加者において自身の技術評価点を自己申告していただきます。
加算点自己申告表「様式5」を「電子入札システム」にて提出してください。

《用語の定義》

用 語	該当する技術者（※）
配置予定技術者等	監理技術者、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者、主任技術者

※ 専任特例 1 号、専任特例 2 号（特例監理技術者）を含み、監理技術者補佐は含まない

(1) 主観点数(工事成績等)【3.0点】

令和 8 年度建設工事等入札参加有資格者名簿にもとづく該当業種の主観点数に応じ下表の区分による評価点を加算点として与える。

評価対象は、該当業種の主観点数の合計から「除雪作業等の受託実績」を除いた点とする。

県より通知している令和 8 年 4 月 1 日付け滋監第 326 号「令和 0 8 年度競争入札参加資格審査結果について（通知）」により主観点数の内訳を確認する。

区分（該当業種の主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く）	評価点
110 点未満	0
110 点以上 130 点未満	0.5
130 点以上 150 点未満	1.0
150 点以上 170 点未満	1.5
170 点以上 190 点未満	2.0
190 点以上 210 点未満	2.5
210 点以上	3.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(2) 配置予定技術者等CPD【1.0点】

配置予定技術者等に係る継続教育（CPD）の取組状況について評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、当該評価項目の加算点の有無に関わらず必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。なお、入札の段階では直接的かつ恒常的な雇用関係の確認は行わないため、雇用関係を確認するための書類は応札後に提出することとする。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。

評価対象を証明する資料として、各団体が発行する学習履歴を証明する証明書（写）の提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができることとするが、その場合は、「(2) 配置予定技術者等CPD」および「(3) 配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

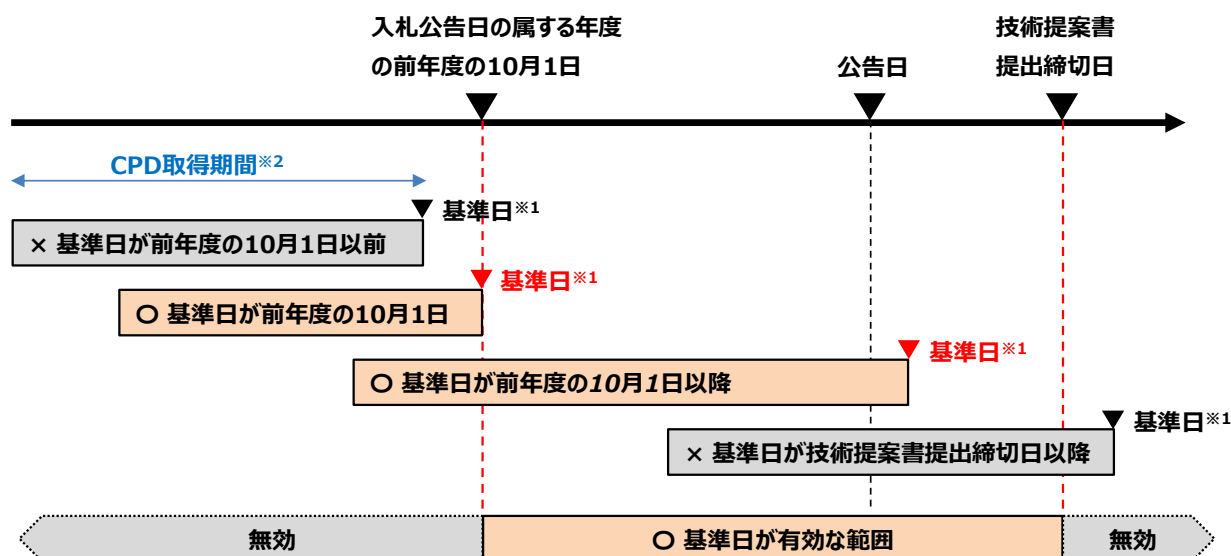
当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

区 分（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位数以上の証明 なし	0
各団体の評価対象単位数以上の証明 あり(必要な水準)	1.0

団体名	評 価 対 象	評 価 点	
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0 点
その他、建設系 CPD 協議会加入団体 (技術士会、土木学会、 都市計画学会など)	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0 点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

加算点に有効な提出書類	
➤	発注工事業種等に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 <u>(加算点によらず提出が必要)</u>
➤	各団体が発行する学習履歴を証明する証明書の写し

(3) 配置予定技術者等の資格【0.5点】

当該工事に配置予定技術者等が以下のいずれかの有資格者である場合に、評価点を加算点として与える。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「(2) 配置予定技術者等CPD」、および「(3) 配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者技術者等で評価する。

当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

評価対象を証明する資料として、資格を証する書面（資格者証、合格証書等）の写しの提出を求める。（合格通知書は不可）

※舗装工事の場合の評価対象資格

資 格 名	資格認定団体等	備考
舗装施工管理技術者（1級）	(一社)日本道路建設業協会	

区 分（配置予定技術者等の資格）	評価点
配置予定技術者等有資格者で ない	0.0
配置予定技術者等有資格者で ある	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ 資格者証や合格証書等、資格を証する書面の写し（合格通知書は不可）

(4) 技能者の資格【1.0点】

現場で実作業に従事する技能者が「登録基幹技能者（建設業法施行規則第18条の3第2項）」の有資格者である場合に、以下の評価点を加算点として与える。なお、評価対象となる技能者は、元請・下請の別は問わないが、その者が当該作業において常駐の上、中心となり作業を行うことを条件とする。

有資格者の従事ありの場合は、契約後、それを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。また、現場にて技能者の確認を行う。その際に、従事していないことが判明した場合は、工事成績評価において減点措置を行う。

区 分（指定作業における技能者の資格）	評価点
有資格者の従事 なし	0
「登録基幹技能者」の有資格者の従事 あり	1.0

なお、評価の対象とする職種（作業）については、下表のとおりとする。
複数設定している場合、いずれかの資格に対して申請があれば、評価点を加点する。

<評価対象としての資格・職種一覧>

1. 登録基幹技能者

登録基幹技能者の種類 【登録★★基幹技能者】 注★★には以下の種類がはいる	基幹的な役割を担う建設業の種類
機械土工	土木工事業、とび・土工工事業
配管	管工事業
土工	土工工事業、とび・土工工事業

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(5) 建災防への加入および活動実績【0.5点】

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において、建設業労働災害防止協会（以下、「建災防」という。）への加入の有無、更に加入が「あり」の場合には建災防で実施される活動（※）に対する実績の有無に応じての評価点を加算点として与える。

建災防への加入のみ（実績「なし」）の場合には、建災防が発行する加入証明書（写）の提出を求める。活動実績「あり」の場合には、活動実績を証する書面として、建災防が発行する活動実績証明書（写）の提出（加入証明書（写）の提出は省略可）を求める。

区 分（建災防への加入および活動実績）		評価点
建災防への加入 なし		0
建災防への加入 あり	建災防での活動実績 なし	0.2
	建災防での活動実績 あり	0.5

（※）「建災防で実施される活動実績」については、建災防への加入がある場合に、

1. 安全衛生教育の受講（建災防主催、ただし技能講習、特別教育は除く。）
2. （滋賀県）建設業安全衛生大会への参加についての実績を評価の対象とする。

加算点に有効な提出書類
➤ 「建災防での活動実績 なし」の場合、建災防が発行する加入証明書（写） ➤ 「建災防での活動実績 あり」の場合、建災防が発行する活動実績証明書（写）

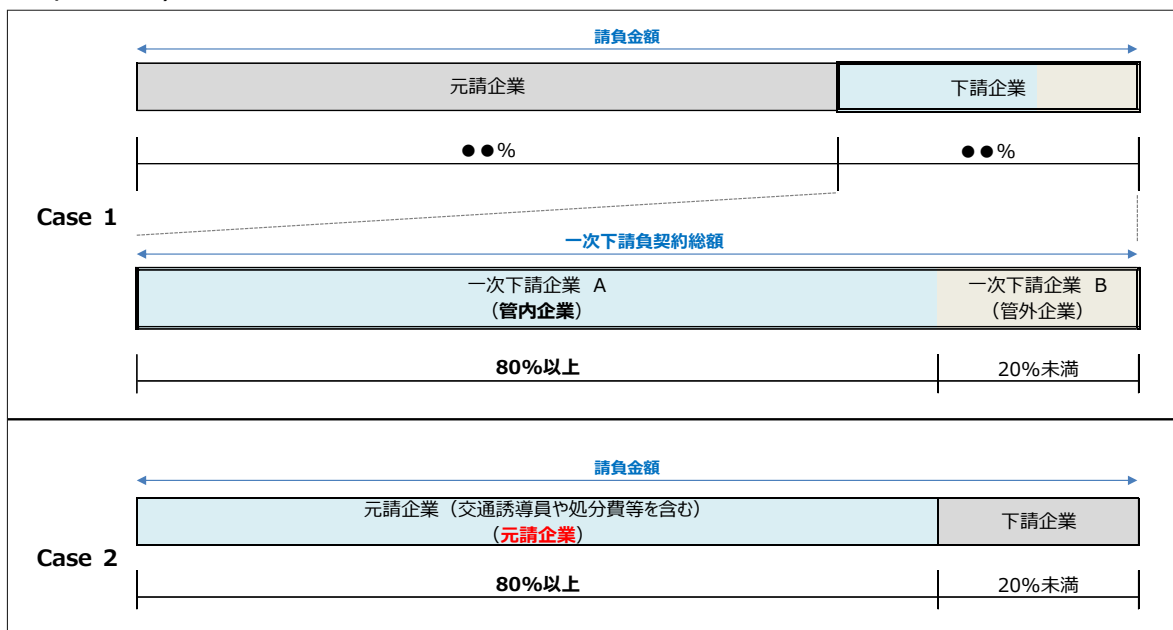
(6) 主たる営業所の有無【1.5点】

入札公告日における下請企業を含めた「主たる営業所（本社・本店）」の所在地について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。なお、本評価項目でいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいい、下請企業に関しては、次の条件を満たす場合とする。

（条件）

- ・一次下請負契約額全体のうち、発注土木事務所管内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行することを予定している場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。

また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（主たる営業所の有無）		評価点
「主たる営業所（本社・本店）」 が高島土木事務所の 管外	管内企業の下請活用 なし	0
	管内企業の下請活用 あり ※元請企業が請負金額の80%以上を直営する場合(Case2)を含む	0.5
「主たる営業所（本社・本店）」 が高島土木事務所の 管内	管内企業の下請活用 なし	1.0
	管内企業の下請活用 あり ※元請企業が請負金額の80%以上を直営する場合(Case2)を含む	1.5

加算点に有効な提出書類

- なし（自己申告表への記入のみ）

(7) 除雪作業等【1.0点】

除雪・凍結防止剤散布作業（以下「除雪作業等」という）の契約実績の有無やその継続性に依りて下表に示す評価点を加算点として与えます。評価の対象は公告日の属する年度の直前3ヶ年度（令和5年度～令和7年度；令和5年4月1日～令和8年3月31日まで）において、滋賀県内の道路（国道、県道、市町道）に関する除雪作業等の契約実績とし、県（または市町）との契約実績または国との契約実績がある場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。

県または市町との契約実績の場合は、前述の直前3ヶ年度における除雪作業等の継続実績を評価対象とし、この3ヶ年度全ての実績がある場合は、「継続実績あり」として1.0点を加算点として与える。なお、県との契約実績には、「滋賀県道路公社」との契約実績を含める。

区 分（除雪作業等の実績の有無）		評価点
除雪作業等の契約実績なし		0
国との除雪作業等の契約実績あり		0.3
県または市町との除雪作業等の 契約実績あり	継続実績 なし	0.5
	継続実績 あり	1.0

加算点に有効な提出書類
➤ 契約実績を証する①または②のいずれかの資料 ① 契約実績証明書（写） ② 対象となる作業の契約書の写し、およびその作業内容が確認できる資料（直前3ヶ年度全て）

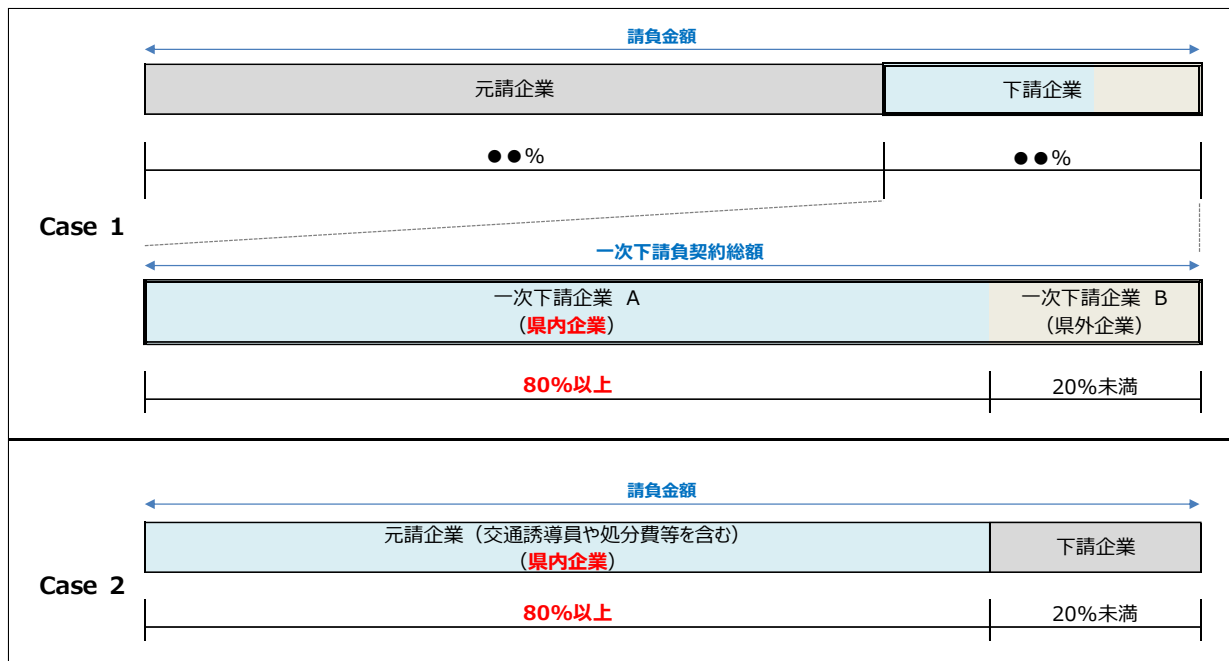
(8) 県内企業の下請活用 【2.0点】

当該工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価する。具体的には、次の条件を満たす場合に評価する。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行する予定をしている場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。
また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。確認の結果、評価対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（県内企業の下請活用の有無）	評価点
県内企業の下請活用 なし （上記（条件）の実施）	0
県内企業の下請活用 あり （ ” ）	2.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし （自己申告表への記入のみ）

(9) 県産材の使用【0.5点】

発注者が指定した以下の資材（※）の１～２のうちから、県産材（滋賀県内の事業所（工場）で納入時の姿に製造された工事用資材）を一品目以上で、設計数量の**80%以上**を使用する場合に評価を行い、加算点を与える。また、契約後に使用を証明する書類の提出（伝票、納品証明書等）を求め履行を確認する。なお、県産材の指定の設定は、入札公告時点において発注者が指定する下記の資材を県内の事業所（工場）で製造していることを示すものではない。

なお、受注者の責任において県産材の使用できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

（※）当工事で評価対象とする「発注者が指定する主要資材」

資材名称・規格	1	自由勾配側溝（本体）	B300×H700×L2000
	2	道路用鉄筋コンクリート側溝	3種 300A B300×H300×L2000

区 分（県産材の使用）	評価点
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 なし	0
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 あり	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし （自己申告表への記入のみ）

(10) 若手・女性技術者の配置【1.0点】

当該工事に「監理技術者等」または「専任の技術者」として、当該工事の「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」もしくは「女性」の技術者を配置することを評価する。さらに、申請企業において「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰（（旧）滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰、以下同様）」の受賞歴のある技術者を監理技術者等として配置する場合に下表に示す評価点を加算点として与える。下請人の技術者は評価の対象外とする。

なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

○専任の技術者として配置

専任の技術者は、発注工事業種に適応した主任技術者の要件を満たす者（2級国家資格者等も可）とする。技術提案書の提出時に専任の技術者の特定は求めないが、着手前には技術者を特定（施工計画書に記載）し、該当技術者であることが確認できる資料の提出を求める。「着手前」とは、実際の現地作業（準備工、事前測量を含む）に着手する前をいう。

また、「専任」とは、常時継続的に当工事のみに従事することをいい、他の工事の兼務は認めない。「専任期間」は、監理技術者等の専任期間と同じとする。

○監理技術者等として配置

監理技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たす者とし、技術提案書提出時に必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。資料は、「資格証の写し」、「実務経験が確認できる資料」等とし、合格通知書は対象外とする。

監理技術者等が特定できない場合は、複数名申請できることとするが、この場合の当評価項目における評価点は、当評価項目において最も評価点の低い技術者の評価点とする。

当評価項目において配置すると申請した技術者が従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者・女性技術者」の 配置なし	0
「若手技術者・女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者・女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7
「受賞歴のある若手技術者・女性技術者（※1）」を監理技術者等として配置する	0.8
「直近3ヵ年度に受賞歴のある若手技術者・女性技術者（※2）」を監理技術者等として配置する	1.0

※1 「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰」被表彰者の若手技術者もしくは女性技術者で、滋賀県等（※3）が発注し、令和5年度から公告日まで完了した当初請負金額250万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が80点以上である技術者。

80点以上の工事に従事していたことを証する書面として以下（ア）および（イ）の資料提出を求める。ただし、工事成績評定点「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外とする。

（ア）CORINSの登録内容確認書

（イ）工事成績評定通知書（写）および項目別評定点（写）

※2 直近3ヵ年度（R6, 7, 8）における「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰」の被表彰者かつ、若手技術者もしくは女性技術者。

※3 滋賀県等に該当する発注機関は下記のとおり。

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、びわこボートレース事業庁、(旧)滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県希望が丘文化公園、(公財)滋賀県スポーツ協会

加算点に有効な提出書類
➤ 監理技術者等として配置する場合、発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 ➤ 受賞歴のある監理技術者等を配置する場合、以下表彰年度に応じた①②③の資料 (1) 申請者(被表彰者)の表彰年度が令和6,7,8年度【評価点1.0】 ① 発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 (2) 申請者(被表彰者)の表彰年度が令和5年度以前【評価点0.8】 ① 発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 ② 令和5年度から公告日までに完了した80点以上工事のC O R I N Sの登録内容確認書 ③ 令和5年度から公告日までに完了した80点以上工事の工事成績評定通知書(写)および 項目別評定点(写)

(11) 建設キャリアアップシステムの利用【0.5点】

監理技術者等および現場代理人を除く3名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価する。継続利用とは、それぞれの建設技能者が工事期間における就業日数の90%以上（例：就業日数が60日の場合は、54日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、3名以上の建設技能者それぞれが90%以上を達成することを要件とする。なお、技能者がCCUSのカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とする。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととする。

なお、建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とする。

「3名以上の建設技能者が継続利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点で不要とする。

契約後、工事の着手から完了まで、監督員により建設技能者3名以上の継続利用を確認するため、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求める。

なお、3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
3名以上の建設技能者が継続利用しない	0
3名以上の建設技能者が継続利用する	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

総合評価方式における技術提案の不履行にかかる工事成績評価の取扱いについて

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じて以下のとおり減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、技能者の資格、主たる営業所の有無、県内企業の下請活用、県産材の使用、若手・女性技術者の配置、建設キャリアアップシステムの利用とする。
 - ・「技能者の資格」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で有資格者の従事ありと申請したが、該当する職種の作業時に現場に常駐していない場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
 - ・「主たる営業所の有無」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった管内企業の下請活用＞
技術提案書で管内企業の下請活用を申請したが、施工体制台帳等で加点対象となる条件を満たしていない場合、および、現場での施工体制点検を通じて申請した管内企業の下請活用が満たされていないことを確認した場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。なお、受注者の各着目点の加算点数（ β ）は「0.5」とする。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった管内企業の下請活用＞
減点の対象とはしない。
 - ・「県内企業の下請活用」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で県内企業の下請活用ありと申請したが、施工体制台帳や施工体制点検等で加算点評価となる条件が満たされていないことが確認された場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
 - ・「県産材の使用」における履行率および減点係数については、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
完了時の使用数量に占める県産材使用量が80%を下回った場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。ただし、提案のあった県産材使用量以上の利用があった場合や真にやむを得ない理由と認められる場合はこの限りでない。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
 - ・「若手・女性技術者の配置」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
配置した若手・女性技術者が、工期内で途中交代した場合、全体工期に対して従事していた期間により履行率を求め、以下の減点係数（ α ）を設定し減点する。

履 行 率	減点係数(α)
50%未満	1. 0
50%以上 75%未満	0. 6
75%以上 90%未満	0. 3
90%以上 100%未満	0. 1

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

- ・「建設キャリアアップシステムの利用」における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で3名以上の建設技能者が継続利用すると申請したが、受注者の責任において、事業者登録および3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合、減点係数(α)を「1.0」とし減点する。

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定(法令遵守等)において減点する。

● (各着目点の不履行による減点数) = $\alpha \times \beta \times 3$

α : 減点係数

β : 受注者の各着目点の加算点数

● (工事成績評定における減点数) = (各着目点の不履行による減点数) の総和

※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。なお、「技能者の資格」、「主たる営業所の有無」、「県内企業の下請活用」、「県産材の使用」、「若手・女性技術者の配置」、「建設キャリアアップシステムの利用」については、上記1. のとおり評価項目単位とする。

3. 履行確認方法については、以下のとおり。

- (1) 技術提案の履行確認のとりまとめについては、(別紙)「技術提案の履行確認書」の提出による。
- (2) 工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とともに提出する。
- (3) 受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算し、監督職員へ提出することとする。
- (4) 計算結果については、受発注者の両方で確認を行う。